所有者が亡くなられているお車を買取する際に、買取金額が10万円以上になる時は原則以下の書類を買取契約書 と併せて回送をして下さい。

① 遺産分割協議書 ②戸籍謄本 {亡くなられた方は<u>出生から死亡に至るまで</u>の戸籍謄本 (注:改正前原戸籍が必要な場合あり)、相続人の方は全員の戸籍謄本 ③除籍謄本等(お車の所有者の除籍が確認できるもの) ④相 続人全員の印鑑証明書

遺産分割協議書

下記の自動車の所	有者		_が <u></u> 年	三月	<u>日</u> に死亡した	ことから、相続
人全員で遺産分割協						
金 <u></u>						
した。なお、貴社と						
ず、万一私・私ども					によるものを除	さ、私・私ども
が連帯して責任を負	い、貝住には	3一切还怒、排	書きをわかりし	ン ません 。		
自動車登録番号			_ 車台番号			
振込先						
	銀行		支店			
預金種目	預金	口座番号_				
フリガナ 口 座名義 _						
記入日 年	. 月 [<u> </u>				
		相	続 人			
住所				氏名		実
エ <i>[</i>]				八石 — —		———— ————————————————————————————————
住所				氏名		実
						印
住所				氏名		実 印
A-ST						<u> </u>
住所 				氏名 		実 印
住所				氏名		実
				<u></u>		卸